

# 刑事施設の過剰収容問題の 解決を目指して<sup>1</sup>

---

非拘禁刑罰の促進

一橋大学 佐藤主光研究会 都市政策分科会

大内 隼 小林 優介  
白澤 高利 真部 翠  
和田 和幸

2008年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、佐藤主光教授（一橋大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

現在、日本の刑事司法が抱えている大きな問題の一つに刑事施設の過剰収容が挙げられる。収容者同士のトラブルに加え、刑事施設職員の負担増加による保安事故が急増しており、両者に精神的・肉体的な負担を強いている。過剰収容の主な原因として考えられるのは、新受刑者に対する平均刑期が長期化していること、一般刑法犯検挙人員中の再入所人員・割合が高水準であることである。収容人員の増加を受け法務省は刑事施設の収容能力向上をもって対処しているが、依然として収容人員の増加に追いついていないのが現状である。しかもこの措置には2つの問題が指摘されている。1つはコストである。刑事施設の建設、運営は莫大なコストを要し、これは被収容人員数に比例して増加する。2つ目は刑事施設に収容されることで社会と隔絶され、被収容者の社会復帰が困難になることである。現に満期出所者の再入所率は非常に高く、刑事施設が再犯を助長している可能性さえ存在する。本稿の目的は犯罪者の社会復帰対策を含め、刑事施設を利用しない処罰のあり方を考察することである。

本稿での分析方法は、罰金刑、中間処遇制度、社会奉仕命令という3つの処遇方法についての費用対効果分析である。すなわち、犯罪によって被る損失を当該処遇方法によってどれだけリカバーできるかを分析している。この分析によると、罰金刑→社会奉仕命令→中間処遇制度の順で、費用をかけてでも当該処遇制度を実施する効果が担保されることが示される。

しかし、我々は罰金刑のより積極的な導入を主張するのみならず、罰金刑に伴う問題を解決するために罰金刑と中間処遇制度、あるいは罰金刑と社会奉仕命令というような複数の処遇制度の組合せを提唱したい。すなわち、罰金刑に伴う問題とは、低所得の犯罪者は罰金を支払いきれないという問題であり、この問題を克服するために中間処遇制度と社会奉仕命令という代替刑を利用し、罰金刑の実行可能性を確保する。

以上より、我々の政策提言は財産犯に対する刑罰として罰金を積極的に導入することで刑事施設の過剰収容の解消を目指し、さらに、罰金を支払えない犯罪者には中間処遇施設への収容や社会奉仕活動への従事を通して、犯罪被害額を回収しようというものである。ただし、我々は殺人や強盗、強姦等凶悪で貨幣換算しにくい犯罪にまで罰金を導入しようと主張しているのではなく、これらの犯罪は議論の対象としていない点に注意されたい。

## 目次

### はじめに

## 第 1 章 日本の刑事施設の現状とその対応

## 第 2 章 非拘禁刑罰の導入

第 1 節 非拘禁刑罰とは

第 2 節 海外における非拘禁刑罰の実施状況

## 第 3 章 理論的分析

第 1 節 刑罰の便益とコスト

第 2 節 各刑罰の費用対効果

第 1 項 罰金刑

第 2 項 中間処遇制度

第 3 項 社会奉仕命令

第 3 節 まとめと課題

## 第 4 章 政策提言

## 参考文献・データ出典

# はじめに

---

本論文のテーマを「刑事施設の過剰収容問題」に設定した理由としては、過剰収容によりもたらされる弊害として、①収容者同士のトラブル増加、②刑事施設職員への負担増加、③刑事施設の維持管理費の増大など様々な問題が出てきてしまう。これらの問題に対する考察が、第1章の『現状整理』にて行われている。

上記の問題意識に基づいて、懲役刑以外の代替刑の導入可能性に関する考察が行われ、罰金刑、中間処遇制度、社会奉仕命令について、意義、具体的な執行方法等を海外の事例に即して述べている。

第3章では、代替刑としての罰金刑、中間処遇制度、社会奉仕命令の3つに関して、費用対効果分析を行うことによって、罰金が最も優れていることを示している。

第4章では、具体的な政策提言へと移り、罰金刑を基本の刑罰としつつ、罰金を支払えない場合や罰金刑では懲罰効果が薄い場合には、補完的な処遇方法として中間処遇や社会奉仕を用いていくことを述べている。

なお、本論文では、被害額の算出が容易であること、犯罪類型の中で最も大きな割合を占めていることなどから、財産犯（窃盗罪や詐欺罪、恐喝罪等、財物・財産上の法益に対する罪）を対象として、その処遇方法を考察するものである。

# 第1章 日本の刑事施設の現状と その対応

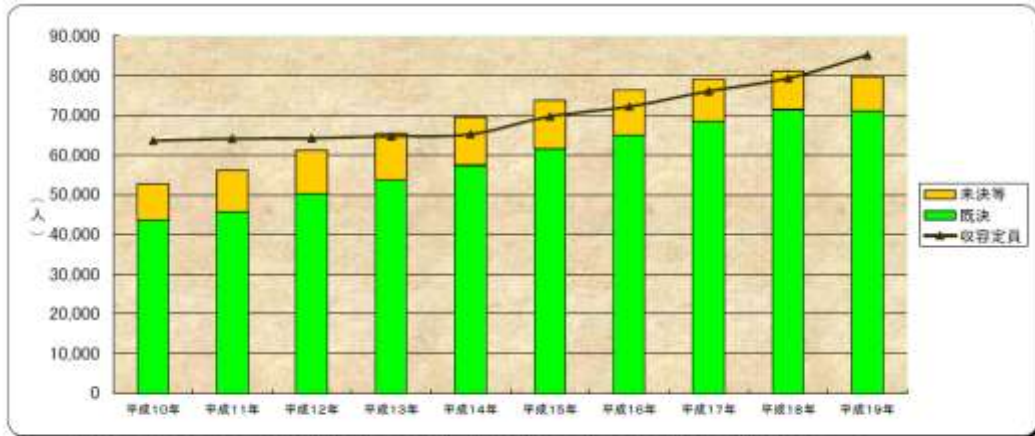
今日、日本の刑事司法が抱える大きな問題の1つに刑事施設の過剰収容対策がある。独居房を2名で使用するのが常態化し、非収容者同士のトラブルが多発、佐賀や神戸などではさらに発展して殺人事件に至るケースも発生している。さらに、外国人受刑者の増加も刑務所の運営上好ましくない影響をもたらしている。まず、日本語に通じていない者が多いために刑務官とのコミュニケーションが滞る。そして同様の理由から刑務所内での機械作業や職業訓練につかせることもできない。このような外国人受刑者に加えて、高齢受刑者も増加している。昨今、わが国では少子高齢化が深刻な問題として認識されつつあるが、その影響は刑務所にも及んでいる。総人口に対する60歳以上の比率の上昇速度を超えて、刑務所では高齢化が進行している。刑務所における高齢化の進行は、外国人受刑者の場合と同様に問題をはらんでいる。高齢であるがゆえに機械作業や職業訓練につかせることができないのは外国人受刑者の場合と同じである。だが、高齢者特有の問題として、病人や身体障害者が多数を占めるために釈放か死亡する日まで面倒を見続けなければならない。特に、受刑者の死亡数は急増している。このように刑務所とは「治安の最後の砦」であると同時に、「福祉の最後の砦」とも言うべき2つの側面を有している。しかしながら、一般市民にとって、刑務所とは社会から隔絶された存在であり、そのような現状は認識しがたいものであった。地方で展開された刑務所誘致活動や名古屋刑務所で発生した暴行事件などが報道され刑務所への関心は高まりつつあるが、一過性のものとなることが大いに危惧される。言うまでもないが、終身刑がない日本においては、受刑者は仮釈放・満期釈放で社会に復帰する。犯罪者処遇は治安の悪化にも直結する問題である。

また、過剰収容が非収容者に及ぼす負担は保安事故等の急増となって数値にも表れている。平成8年には2.6万件であった懲罰件数が、平成17年には約2倍の5.6万件となり、対職員暴行事犯も平成8年には570件であったのが、平成17年には1080件と約2倍に増加している。このように被収容者の処遇が悪化する一方で、刑事施設の職員の負担も増加している。日本における平成17年度末の刑事施設被収容者数を職員数で除した職員負担率は4.5人となっているが、この値を諸外国と比較すると、アメリカは3.0人、ドイツは2.1人、フランスは1.9人、イギリスは1.6人であり、日本は各国の値を上回っている。これらの問題が近年になって増加をみせている点から、過剰収容との関連は否定できないであろう。以上のとおり刑事施設の過剰収容は刑事司法の運営の妨げとなると同時に、その職員と被収容者に対して精神的・肉体的な負担を強めているのが現状である。

図1から確認できるように、最近10年間の全国の刑務所及び拘置所の年末収容人員は、平成5年に増加に転じ、その後一貫して増加を続け、平成19年には7万9809人となっている。すなわち平成10年と比較すると、年末収容人員は3万人弱増加したことになる。この間、法務省は刑事施設の収容能力の向上、刑事施設で勤務する職員の増員を図った。近年、地方で刑務所誘致運動が展開されていたことは記憶に新しいだろう。しかしながら、図

1を見ると収容定員の増強が収容人員の増加に追いついていなかったことが分かる。具体的には、刑事施設の収容定員は平成14年までほとんど変化が無く、増員が見られるのは平成15年以降である。結果として、年末における収容率も平成10年以降増加を続け、平成13年から18年にかけては100%を超過することとなった。平成19年には収容人員が定員を下回っているが、これは刑務所等の拡大整備やPFI事業の推進による収容定員の増加が要因にある。だが、刑事施設の適切な収容率が約80%と言われている。すなわち、収容率が100%とは余分な空間が全く存在しない状態であるから、受刑者同士のトラブルが発生したとしても当事者を引き離す空間がない。このことは、刑務所に代替する施設がないこ

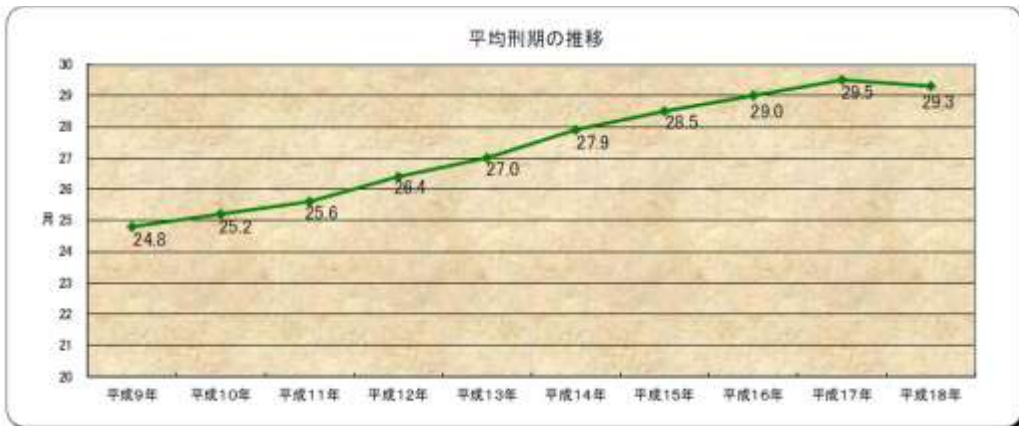
図 1 刑事施設の年末収容人員の推移（平成10年～平成19年）



(注1) 既決には受刑者及び労務留置者を、未決等には被疑者、被告人、死刑確定者等の人員を計上している。  
 (注2) 平成19年末の人員は速報値である。

出所 法務省・法制審議会資料

図 2 受刑者の平均刑期（有期刑）の推移（平成9年～18年）



\* 平均刑期は新受刑者中、有期受刑者の平均刑期である。

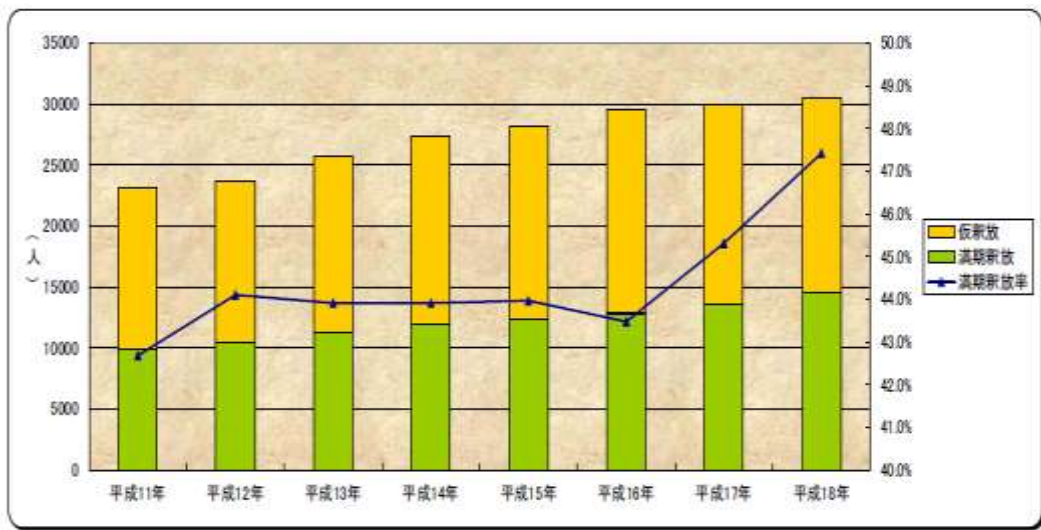
出所 法務省・法制審議会資料

とも起因する。よって収容率は約80%が適切とされるが、同年の収容率は93.7%とまだまだ高水準のままである。

刑務所がこのような逼迫した状況に陥った理由として、まず考えられるのは、新受刑者に対する平均刑期の長期化である。いわゆる厳罰化である。図2は平成9年から18年までの受刑者の平均刑期の推移を表したものであるが、平成9年には24.8ヶ月だったのに対し

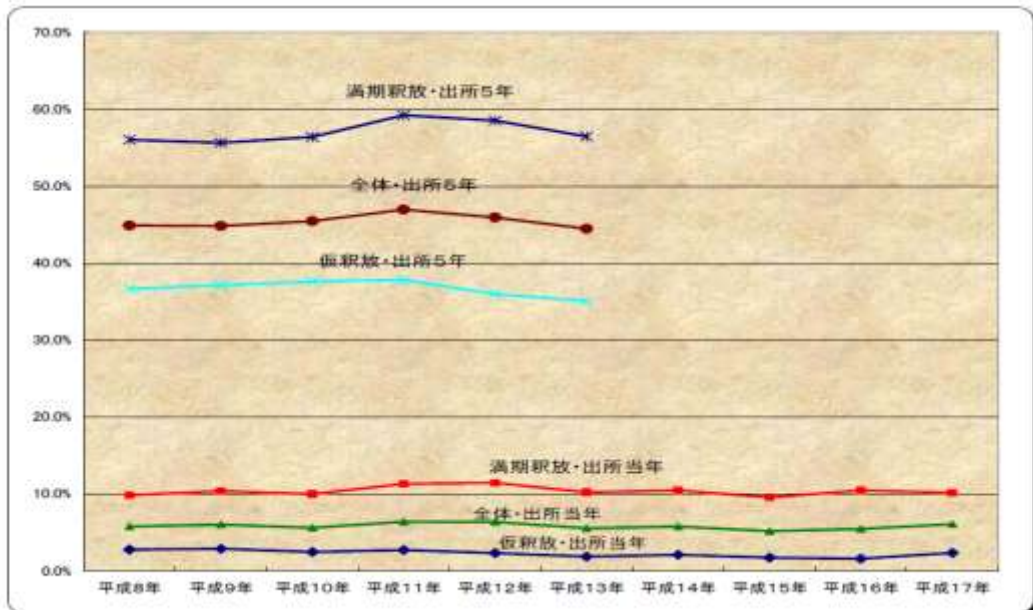
平成18年では29.3ヶ月と約5ヶ月の伸びが見られる。平成18年においては前年よりも僅かに値が低下したが、平成9年から一貫して増加してきたことを考慮すれば、今後平均刑期が急激に縮小することはないであろう。図3は平成11年から18年までの出所受刑者の出所事由を示したものである。出所事由とは、受刑者が仮釈放であるか満期釈放であるかを指している。これより、満期釈放率が近年上昇傾向にあることは明白である。満期釈放率が高まれば平均刑期も長期化する。よって満期釈放率の上昇は平均刑期の長期化の一因と位置付けることができる。このような平均刑期の長期化は無期徒刑者に対して特に顕著である。以前から我が国では、無期懲役と死刑の間に大きな溝があることが指摘されており、終身刑の導入についても議論されている。その流れを汲んだのか、法務省の資料によれば無期徒刑者の平均刑期は1997年の20年10カ月から、2007年末には31年10カ月に伸びた。

図 3 出所受刑者の出所事由



出所 法務省・法制審議会資料

図 4 仮釈放・満期釈放別出所当年及び出所5年の刑事施設再入所率の推移(平成8年～17年)



## 出所 法務省・法制審議会資料

以上のような刑期の長期化は収容人員を増加させ、結果として刑務所の過剰収容を助長することになる。

平均刑期の長期化に加え、近年、一般刑法犯検挙人員中の再入所人員・割合が高水準にあることも原因のひとつである。図4は、仮釈放・満期釈放別出所当年及び出所5年の刑事施設再入所率の推移を表している。図4によれば、出所から5年経過した者の約45%が再犯によって再び刑事施設に収容されている。微小な変動はあるものの、この傾向は一貫しているものである。特に、満期出所者に関しては出所から5年経過した者の再犯率が50%を上回っている。重大犯罪までには及ばないが、窃盗あるいは薬物犯罪を繰り返し、刑事施設に幾度も収容される者が相当数存在している。このような再犯者の存在によって刑事施設の収容定員が圧迫されており、過剰収容を解消するためには社会復帰対策を進めなければならない。

最後に、近年の日本の犯罪動向も考慮する必要がある。平成元年には「世界で最も安全な国の1つといわれるほど、治安情勢の良好な社会を実現し得た<sup>1</sup>」と述べられていた日本の犯罪情勢は、その後悪化の一途をたどった。図5は刑法犯の認知件数・検挙人員の推移を昭和21年から平成18年まで示している。図5から分かるように、平成に入って微増を続けていた認知件数はその後急激に増加し、平成14年には戦後最多の369万3928件を記録した。しかし、翌年には減少をはじめ、平成18年では前年比7.9%マイナスの287万7027件となっている。認知件数は減少傾向にあるが、戦後の推移の中ではなお高い水準にある。同時に検挙人員も増加しており、これは図1で確認できる最近10年間の刑事施設の収容人員増加の動きと連動していると考えられる。したがって、近年の刑法犯の認知件数の高さも過剰収容問題に拍車をかけているといえる。

以上のような状況を踏まえ、平成15年2月の犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、重点課題のうちの1つとして「治安回復のための基盤整備」が定められた。具体的には、「過剰収容状態やそれによる処遇環境の悪化等を速やかに緩和・解消し、適正な収容を確保するため、緊急的に所要の施設拡充整備を行う<sup>2</sup>」としている。また、非収容者に対するきめ細かな処遇の必要性から、所要の要員を確保するほか、民間委託などによる業務負担の軽減、保安警備体制・刑務作業運営体制の強化、医療体制の充実、職員の意識改革などが方策として示されている。さらに更生保護制度の充実強化、特に再犯危険性が高い長期受刑者及び覚せい剤事犯者等への処遇の強化も定められている。

このような行動計画の下、法務省では刑事施設の拡充措置としてPFI手法を活用した刑務所の整備・運営を進めている。これは、民間の資金、ノウハウなどを活用したいわゆるPFI手法による刑務所で、第一号である美祢社会復帰促進センターを含め4箇所の施設を運営・整備中である。また、平成18年度においては職員577人を増員し、定員合理化310人との差し引きで純増267人となっている。これに加えて、職員の日常勤務を直接拘束する各業務の合理化を進め、民間委託の活用を図っている。再犯危険率の高い受刑者に対しては、特別改善指導として薬物依存離脱指導、就労支援指導など6類型を指定し、実施されている。

上述の通り、現在の過剰収容対策は増加する収容人員に対して刑事施設の拡充を中心とした収容能力の向上によって行われている。しかしながら、このような刑事施設の整備・拡大や要員の増員はいくつかの問題も伴う。1つ目の問題としてコストである。刑事施設の運営

<sup>1</sup> 平成元年版 犯罪白書より

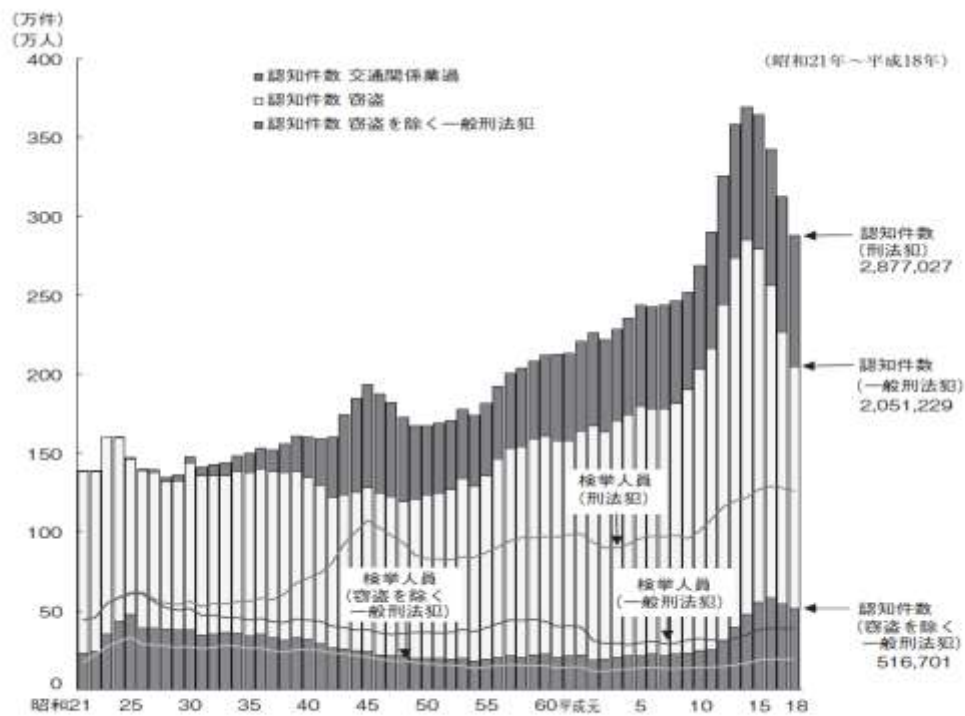
<sup>2</sup> 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」より



にあたっては、職員の人件費や施設の維持費、非収容者の矯正費などのコストがかかり、これらのコストは被収容人員の数と比例して増えるであろう。また、先に述べた新たに整備・運営を進められている刑務所の建設にも多大なコストがかかってしまう。例を挙げると、平成18年度一般会計法務省施設費においては、刑事施設などの緊急整備費として525億5905万4千円が認められている。今日、予算縮小の動きが強まる中で刑事施設の拡大や職員の増員に伴う莫大なコストは国民にとって大きな負担である。2つ目に、刑事施設が再犯を助長している可能性である。図4によれば、満期出所者の刑事施設再入所率は仮釈放された者と比較すると高くなっている。この原因としては、刑事施設に収容されることで社会と隔絶されることにより、非収容者の社会復帰を困難にしていることが考えられる。これを考慮すると、刑事施設のメリットの1つとして主張される犯罪者の無害化は、逆に再犯者を増加させているとも考えることができ、そのメリットは相殺されてしまうだろう。現在、このような観点からいったんは刑事説に収容した者について、適切な時期に社会復帰ができる形で社会内に戻す方策の拡充も考えられている。だが、一方で仮釈放審理事件等が増大している現状をかんがみると、このような中間処遇のあり方についても積極的な推進は困難であろう。

このような問題意識から、刑事施設の過剰収容を解消し、犯罪者の社会復帰を促す中で、刑事施設を利用しない処罰のあり方を考察することは意義があるものとする。現在、法務省では「被収容人員適正化方策に関する部会」で平成18年から審議を重ねている段階であり、現実に非拘禁処罰を推進してはいない。上述したとおり、過剰収容に対して刑務所のキャパシティを拡大するという緊急措置しか講じていないのが現状である。部会では、「社会奉仕制度を義務付ける制度」や「その他社会内処遇及び中間処遇の在り方」、「保釈の在り方」などが審議されており、社会奉仕に関して肯定的な立場をとっている。

図5 刑法犯の認知件数・検挙人員の推移（昭和21年～平成18年）



注 1. 警察庁の統計による。  
 2. 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。  
 3. 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

出所 平成19年版犯罪白書

## 第2章 非拘禁的刑罰の導入

大別すれば刑罰には2通りのものが存在する。1つが拘禁的刑罰であり、そしてもう1つが非拘禁的刑罰である。具体的には前者に相当するのが自由刑、後者に相当するのが伝統的には罰金刑などである。近年に至るまでは前者が刑罰の中心であったが、近年において第1章で分析したような施設収容による付随的問題が顕著となり、拘禁的刑罰の限界が浮き彫りとなった。したがって現在、刑罰の中心は拘禁的刑罰から非拘禁的刑罰へと移行しつつある。しかしながら、伝統的な非拘禁的刑罰の形態である罰金の相対的価値は向上していると言いが難い。その背景としては、資力の無い者に罰金刑を課すことが出来ないといった実行可能性の問題が存在する。一方で罰金刑には長所もあるため、制度設計によって問題点を克服する試みも実施されている。この点に関しては、以下で詳述する。拘禁刑と罰金刑の限界が認識され、各国では社会内処遇が発展を遂げた。最も一般的なのが、保護観察及び監督または処遇条件を伴う執行猶予または条件付の拘禁的刑罰である。<sup>1</sup>本節では、前述した罰金刑に加えて、中間処遇制度 (Intermediate Sanctions) と社会奉仕命令 (Community Service Order) について触れる。

### 第1項 罰金刑

19世紀末リストらによってその有害性から短期自由刑の制限と罰金刑による代替の必要性が提唱され、刑事政策の重点は罰金刑と執行猶予に移行した。<sup>2</sup>また、自由刑に罰金刑を援用するなど適用領域の拡大が進んでいる。罰金刑の長所としては、竹村 (1999) は以下のようなものを挙げている。

1. 刑罰執行のコストが極めて低い。
2. 自由刑のもたらす負の人格的影響に比べ、影響が薄いため社会復帰が容易である。
3. 弾力的な運用が可能である。
4. 弾力的な運用によって潜在的犯罪者に対する抑止効果が期待できる。
5. 金銭的制裁であるために誤判の回復が相対的に容易である。
6. 被害回復に充当することができる。

また、短所としては以下のようなものを挙げている。

1. 所得の差によって刑罰効果に差が生じる。
2. 罰金額が支払い不可能な場合があるために代替刑への依存が不可避である。
3. インフレーションやデフレーションの影響を受ける。
4. 犯罪者以外の支払いが可能であり、刑罰としての有効性が失われる可能性がある。
5. 再犯に対する効果が相対的に薄い。

<sup>1</sup> 竹村[1999]『犯罪と刑罰のエピステモロジー』

<sup>2</sup> 同上

以上の短所に加え、罰金刑とは換言すれば犯罪を買う行為とも言うことができ、被害者への配慮が欠けてしまうという欠点も考えられる。このような短所は、今日の罰金刑の議論の中心とも関連している。すなわち、罰金額の算定方法や執行方法である。

罰金刑には総額罰金制と日数罰金制という2つの制度が存在する。総額罰金制では、法律に定められた範囲内で当該犯罪行為や行為者の資力等を総合的に勘案し、裁判官が罰金額を算定する。日数罰金制では、まず当該犯罪行為から日数を算定し、それから行為者の資力を勘案して1日分の罰金額を導出する。以上から確認できる通り、日数罰金制とは資力の差による犯罪者への刑罰効果の不一致を前者よりも考慮した制度である。近年では日数罰金制を実施する国が増えつつある。その根底には短所に挙げられた、「所得の差によって刑罰効果に差が生じる」という罰金の欠点を重視する傾向がある。19世紀後半には罰金刑の刑罰効果に関する分析がなされ、「犠牲平等」の原則が刑罰改革の基本理念となり、収入に関係する罰金刑が具体化されていった。<sup>1</sup>日数罰金制の原型は1791・5年のフランス刑法、1830年のブラジル刑法、1852・86年のポルトガル刑法典に見られる。最初に法制したのはフィンランドであった。それ以降、ペルー、メキシコ、スウェーデンと世界に拡大している。我が国では規定によってある程度まで犯人の資力を勘案した量刑の算定が実行されているが、日数罰金制が規定されている訳ではない。

罰金刑の執行は大きな問題である。課税制度と同様、罰金は徴収されなければ有効な刑罰制度とは言えない。罰金の支払いを容易にすることで、上述したような罰金の長所を享受することができる。支払いを容易にする制度として、分納制や延納制が挙げられる。延納制は罰金の支払いを一定期間猶予する制度であり、分納制は罰金を分割払いにする制度である。これらの制度は支払いを容易にする一方で、次のような批判も内包している。まず、刑罰効果が希薄化する。次に執行機関の負担が増加する。また、実務上の問題として分納の回数や許可手続きなどの課題も残されている。日本では執行機関である検察官が罰金の延納や分納を認めている。しかしながら、刑法においては現在も被告人の権利として認められていない。

以上のように罰金刑の実行可能性を確保するための措置が講じられているが、結局は犯人の資力に依存してしまう。したがって、以下に挙げるような代替刑の利用は不可避である。しかし実行可能性が確保されている限り、罰金のもたらす便益は十分である。

## 第2項 中間処遇制度

中間処遇 (Intermediate Sanctions) 制度とは社会内処遇制度の1つである。中間処遇制度に関しては各国で制度上の差異が顕著であり、本項ではアメリカにおける制度の概要について述べたい。まず、中間処遇制度には施設居住型やデイ・リポーティング・センター、在宅拘禁といった制度があり、前者は施設に収容する方式で後者はそれ以外に区分される。ここでは居住型社会内矯正施設 (Residential Community Correction Facilities) と呼ばれるハーフウェイ・ハウスの方式を取り上げる。ハーフウェイ・ハウスにおいては24時間体制で職員が配置され、保護観察に付された者や仮釈放された者を短期間収容して、必要な処遇が行われる。受刑者の社会復帰を考慮し、自立性獲得を目指した指導監督が行われる。保護観察や仮釈放よりも監視は強力であるが、地域社会の中でより多くの処遇サービスを享受できる。運営主体は民間であることもあり、そのプログラムなどはさまざまである。ハーフウェイ・ハウスの特徴は、受刑者が処遇施設で生活し、仕事を探して定職に就くあるいは学校に通わなければならない。さらに、仕事のためには外出できるが、それ以外では事前の許可が必要となる。その長所としては刑務所に比べ費用がかからず、受刑者は定職から所得を得ることが出来るため、刑罰の費用の一部を負担しつつ、被害者への被害回復を図ることもできる。アメリカでは1960年代、矯正における地域社会の役割が強調されたことに伴い、

<sup>1</sup>竹村[1999]『犯罪と刑罰のエピステモロジー』

居住型強制に対する連邦の財政的支援を得て展開した。一時期拡大はスローダウンしたが、刑務所の過剰収容や薬物犯罪への対応強化などから、活用が模索された。また、再犯を抑止する効果が認められるが、そのプログラムに大きく依存すると指摘されている。

### 第3項 社会奉仕命令

社会奉仕命令は1972年にイギリスで初めて試験的に実施され、それ以降ヨーロッパを中心に拡大した。現在では30カ国以上の国々で実施されている。社会奉仕命令の概要については第2項と同様にアメリカの例を紹介する。しかし、制度自体は各国で大きく異なるため注意されたい。社会奉仕命令はそれ自体が刑罰、あるいは保護観察の条件として課される。社会奉仕活動を行うことで、対象者の時間と自由が部分的に制約される。具体的に実施されている活動としては、街区または拘束道路の清掃、落書きの消去、家屋の修繕や庭の手入れ、食事の配送などである。受け入れ機関はボランティア団体であり、裁判所書記官を通じて付託される。社会奉仕命令の長所としては、自由刑による汚名効果を排除し、犯罪者の社会復帰が容易であり、また、ボランティア団体が受け入れ機関であるため費用が圧倒的にかからない点がある。また、資力が十分でないために罰金刑を課すことの出来ない者に対する代替刑として有効である。さらに、時間・身体的拘束であり、罰金刑について批判されるような所得による刑罰効果の不平等が認められないといったことも考えられる。

## 第3章 理論的分析

### 第1節 刑罰の便益とコスト

本節では、刑事施設を利用しない処罰として何が望ましいのかを考慮する上で、費用と効果の効率性の観点から分析を行いたい。したがって、分析を行う上でいくつかの前提を置く。まず、刑罰の便益の定義である。本稿で考慮する刑罰の便益とは、刑罰を実施することによって実現しなかった経済的損失である。つまり、刑罰の再犯抑止効果を重視する。したがって、犯罪によって生じるコストを便益として取り入れる。犯罪のコストとして考えられるのは、第一に被害者の経済的損失である。今回の分析では財産犯を扱うため、経済的損失は特定できるものとする。したがって、被害が甚大である殺人や強姦等の重犯罪についてはその限りではない。次にコストとして挙げられるのは、被害者の精神的苦痛である。この点に関しては貨幣換算が不可能である点と、財産犯に関しては経済的損失が大きい点を踏まえ、精神的苦痛は捨象する。また、犯罪者を逮捕するために使用された資源もコストとして考えられる。以上のようなコストが犯罪によって生じるが、本稿の分析では財産犯を対象とする点から、経済的損失を刑罰の便益として定義する。一方で、刑罰のコストを定義する。刑罰のコストとしては各刑罰においてかかるコストを分析する。したがって、各刑罰に共通するコストに関しては一定であり、共通であるためゼロに近似できるという仮定を置く。具体的なモデルは次節で展開する。

### 第2節 各刑罰の費用対効果

本節では各刑罰の費用対効果を求めたい。具体的には、どの刑罰が最も効率的なのかを比較する。比較対象は、第2章で扱った罰金刑、中間処遇制度、社会奉仕命令の3者である。また、中間処遇制度や社会奉仕命令は日本で実行されていないため、アメリカのデータを用いている。第1節で定義した通り刑罰の便益は、刑罰によって抑止された犯罪のコストである。したがって、各刑罰において刑罰の便益は同一である。表1より、財産犯の経済的損失は平均で873ドルである。これより次式が成立する場合に、当該刑罰は実行する価値がある。

$$(1) \quad (1 - p_i) * 873 \geq C_i$$

$p_i$ は各処罰の再犯率を示し、 $C_i$ は各処罰にかかるコストを示している。各処罰にかかるコストに関しては、法務省法制審議会資料よりアメリカのデータを抜粋している。ここでは刑罰の効率性を比較するため、(1)式で等号が成立するような再犯率を求めたい。ゆえに

$$(1') \quad (1 - p_i^*) * 873 = C_i$$

から導かれる $p_i^*$ を各処罰間で比較したい。 $p_i^*$ は各刑罰の便益とコストが等しくなる場合の再犯率である。いわゆる閾値である。各処罰の正味便益 $NB_i$ は次式で表わされる。

(2) 
$$NB_i = (1 - p_i) * 873 - C_i$$
 (2)式より p で偏微分すると、その結果は次式で与えられる。  

$$\partial NB_i / \partial p_i = -873 < 0$$

これより正味便益  $NB_i$  は再犯率  $p_i$  の減少関数である。ゆえに(1)式で与えられる  $p_i^*$  が最も大きい刑罰を求めればよい。以下では各処罰のコストを代入し、 $p_i^*$  を導いていく。データソースがアメリカであり、日本で各刑罰を実施した場合の影響を想定することに対して正確性は得られないが、一定のベンチマークを与えることができると考える。

表 1 米国における犯罪被害者の経済的損失 (2006年)

Table 82. Personal and property crimes, 2006:

[Download spreadsheet version](#)

Type of crime	All crimes				Crimes involving loss of \$1 or more			Crimes involving loss-no monetary value specified
	Gross loss (in millions of dollars)	Total crimes	Mean dollar loss	Median dollar loss	Total crimes	Mean dollar loss	Median dollar loss	Total crimes
All crimes	\$18,410	25,183,350	731	100	\$16,991,140	1,083	150	2,535,410
Personal crimes	1,896	6,267,610	303	100	1,175,550	1,613	180	558,000
Crimes of violence	1,860	6,094,390	305	100	1,020,940	1,822	200	546,260
Rape/Sexual assault	45	260,940	171	350	40,520	1,103	350	30,120 *
Rape/Attempted rape	45	192,320	233	350	40,520	1,103	350	30,120 *
Rape	43	116,600	371	500	32,370 *	1,336	500	22,810 *
Attempted rape/a	1	75,720	19	50	8,160 *	180	50	7,310 *
Sexual assault/b	0	68,620	0	0	0 *	0	0	0 *
Robbery	904	712,610	1,269	100	444,530	2,034	175	59,680
Assault	911	5,120,840	178	100	535,890	1,701	200	456,460
Purse snatching	4	41,110	107	70	34,250 *	129	70	0 *
Pocket picking	32	132,110	239	87	120,370	262	90	11,740 *
Property crimes	16,513	18,915,740	873	100	15,815,590	1,044	150	1,977,410
Household burglary	4,427	3,560,920	1,243	280	2,458,830	1,800	400	431,190
Motor vehicle theft	5,646	992,260	5,690	2,500	815,360	6,925	3,000	106,880
Theft	6,441	14,362,570	448	100	12,541,400	514	100	1,439,350
Gender								
Male	10,218	12,442,930	821	110	8,452,420	1,209	159	1,098,450
Female	8,191	12,740,420	643	100	8,538,720	959	150	1,436,960
Race								
White only	14,240	19,892,300	716	100	13,545,770	1,051	150	1,913,660
Black only	3,434	3,737,530	919	100	2,415,050	1,422	150	491,810
Other race only/c	586	1,032,010	568	100	709,950	826	170	103,260
Two or more races/d	149	521,520	285	100	320,380	464	120	26,680 *
Ethnicity								
Hispanic	2,493	3,471,410	718	120	2,326,120	1,072	200	385,230
Non-Hispanic	15,876	21,602,480	735	100	14,607,300	1,087	150	2,126,730
Age								
12-15	10	814,250	12	0	78,350	125	25	99,670
16-19	479	1,267,110	378	87	456,520	1,049	150	150,710
20-24	1,873	2,584,030	725	120	1,623,500	1,154	200	226,100
25-34	4,268	5,514,320	774	125	3,750,320	1,138	180	448,560
35-49	5,714	8,267,840	691	100	6,153,420	929	150	773,330
50-64	4,298	4,943,890	809	100	3,586,440	1,198	150	564,020
65 and over	1,768	1,791,900	986	75	1,342,590	1,317	110	273,010
Income								
Less than \$7,500	648	1,594,780	406	75	950,400	682	100	225,440
\$7,500-\$14,999	936	2,205,980	425	100	1,430,150	655	150	189,640
\$15,000-\$24,999	1,987	2,670,510	744	98	1,760,610	1,128	120	302,660
\$25,000-\$34,999	2,122	2,713,830	782	100	1,829,990	1,160	150	223,280
\$35,000-\$49,999	1,888	2,983,870	633	100	2,060,640	916	130	253,690
\$50,000-\$74,999	3,039	3,591,070	846	100	2,494,090	1,218	150	317,770
\$75,000 or more	3,351	4,474,090	749	150	3,317,940	1,010	200	361,670

\*Estimate is based on 10 or fewer sample cases.  
 a/Includes verbal threats of rape.  
 b/Includes threats.  
 c/Includes American Indian, Eskimo, Asian Pacific Islander if only one of these races is given.  
 d/Includes all persons of any race, indicating two or more races.

出所 司法省統計局 (Bureau of Justice Statistics) より



## 第1項 罰金刑

まずは罰金刑の閾値を求める。罰金の閾値を $p_F^*$ とする。罰金刑に関して生じるコストは主に人件費である。これを $L$ と設定する。したがって、各刑罰で同一であるため $L$ について仮定を置く。

$$(3) \quad C_F = L \approx 0$$

この仮定は、ある程度の人件費は各処罰に共通であるため、比較する際には控除できるものとして置いている。したがって0の近似値としているが、当然ながら各刑罰の執行数に応じてこの値は変化することが考えられる。だが、ここでは単純化のため各処罰で執行数は一定としている。これより $p_F^*$ は

$$p_F^* = 1 - L/873 \approx 1$$

(3)式より第2項は0に近似できるので以上のようになる。閾値が限りなく1に近い場合、罰金刑による抑止効果がわずかでも作用すれば、正味便益は正となる。

## 第2項 中間処遇制度

次に中間処遇制度の閾値を求める。中間処遇制度の閾値を $p_I^*$ とする。中間処遇制度に伴うコストはハーブウェイ・ハウスの運営費や各プログラムの実施にかかる費用である。2004年の社会内矯正施設にかかるコストは1日当たり55.07ドルである。しかしこれは1日当たりのコストであるため、 $C_I$ を表してはいない。そこで社会内矯正施設の平均収容日数を求めなければならない。ここでもデータの都合上アメリカにおける社会内矯正施設の平均収容日数を用いると、2000年で104日であった。これより $p_I^*$ を求めると

$$p_I^* = 1 - 55.07 * 104/873 \approx -5.56$$

となる。これより中間処遇制度の閾値は-5.56であり、かなりの抑止効果が働いたとしても正味便益は正とならないことが分かる。

## 第3項 社会奉仕命令

最後に社会奉仕命令の閾値を求める。社会奉仕命令の閾値を $p_C^*$ とする。社会奉仕命令では罰金刑で設定した $L$ のような人件費以外、原則として費用はかからない。しかし、アメリカではボランティア団体が行う、登録・配置や記録維持に関して対象者の負担能力に応じて40~100ドルの手数料を徴収できる。したがって固定費として最大で100ドル支払う可能性があるが、それ以上の財政負担は発生しない。よって $C_C = 100$ として $p_C^*$ を求めると、

$$p_C^* = 1 - 100/873 \approx 0.88$$

となる。これより社会奉仕命令の閾値は0.88であり、比較的抑止効果が弱くても正味便益は正となることが分かる。

## 第3節 まとめと課題

前節の分析より各処罰の閾値は

$$p_I^* < p_C^* < p_F^*$$

という不等式で表現できる。したがって、罰金刑を非拘禁刑罰として推進すべきだと考えられる。しかしながら、2章で検討した通り罰金刑には代替刑への依存が不可避であることから、併せて社会奉仕命令を利用することが望ましい政策であると考えられる。だが、この分析には欠点も多く、まず実際の各処罰の再犯率を考慮していない点である。この分析では刑罰の正味便益がいかにか正になりやすいかという効率性のみを比較しているため、実際の再犯率次第では、結果は変わる

る可能性がある。また、刑罰の便益として抑止されたコストを定義していたが、罰金刑では徴収額の一部を被害回復に充てたり中間処遇制度においては所得から同様に被害回復を図ったりすることもできる。これらの被害回復額を便益として変数に取り入れるべきである。さらに、便益として抑止されるコストを定義したが、これは再犯が財産犯であった場合である。しかし、そのようなケースは非現実的であり、再犯の分布を考慮する必要がある。だが、データが不十分なこともあり、本稿は以上のような簡単なモデルにとどまっている。



## 第4章 政策提言

---

以上の分析を通して、我々は次のような政策を提言したい。すなわち、「財産犯に対しては罰金刑を中心として、実行可能でない場合には社会奉仕命令も利用する」というものである。社会奉仕命令を代替刑として用いるのは、罰金刑だけでは以下のような欠陥がみられるからである。罰金刑は、高所得の犯罪者にとってはその懲罰効果という観点ではかなり不十分であると考えられる。高所得の犯罪者は通常、懲役刑によって刑務所に収容されることによる機会コスト（刑務所に収容されている間に稼ぐことができたであろう賃金等）が相対的に高いと考えられるので、罰金刑に処される方が犯罪に伴う個人的な費用は低く抑えられる。言うなれば、「犯罪を金で買っている」という感覚に似ている。したがって、罰金刑は経済状態を反映していない「不公平」な処罰方法にもなり得る。そこで、罰金刑の補完的な処遇方法として、社会奉仕を義務付ける制度を考えてみたい。ここでの社会奉仕活動とは、自らの犯した犯罪によって与えた害につき、社会に対して償わせるための、無報酬の労働を指す。アメリカでは、罰金に対する代替的な制裁又は保護観察に付加される条件として発展したようであり、我々の考えとも一致する。ここでの目的として挙げられているのは、社会奉仕活動の期間が終わるまで犯罪者の時間と自由を部分的に制約し、建設的な活動を行わせることでその自己評価を高め、社会に資するよう努力するというものである。これにより、その資産が莫大で金銭的制裁が懲罰的效果も社会復帰的效果も持たない犯罪者に対する代替的な制裁を提供することができる。具体的な社会奉仕活動の内容であるが、街区又は高速道路の清掃、落書きの消去、家屋の修繕や庭の手入れ、食事の配送などがあるようである。これらの社会奉仕命令は、対象者を付託するボランティア団体を通じて達成されている。この制度で問題となる点はいくつかある。まず、犯罪被害者の被害感情の回復という点では、当然ながら被害額の補償が可能な罰金刑に比べれば不十分になるといわざるを得ない。思うに、社会奉仕活動の内容をできる限り直接的に被害者に便益がもたらされるものにより、問題は幾分か改善されるであろう。また、社会奉仕活動の委託を受ける民間の団体の選定である。確かに、犯罪者の管理を自ら進んで請け負うような団体はそう多くないであろう。また、事業の請負には対象者が犯罪者であるという点から、通常より危険が大きく、委託先の団体へのリスク負担は考慮せざるをえない問題である。そこで、委託される団体には行政から補助金を支出する、損害賠償保険を提供するなどの方策が必要となろう。

## 参考文献・データ出典

---

### 《先行論文》

・ Gary S. Becker(1968), "Crime and Punishment: An Economic Approach" *Journal of Political Economy*, University of Chicago Press, p169-217

### 《参考文献》

- ・ 浜井 浩一（2006）『刑務所の風景』日本評論者
- ・ 渡瀬啓之（2005）『犯罪言論－犯罪行動の経済学的考察』新風舎
- ・ 渥美東洋（2007）『日本における犯罪予防の現状と傾向』警察学論集立花書房
- ・ ゲアリー・E. マルシェ（2006）太田勝造訳『合理的な人殺し－犯罪の法と経済学－』木鐸社
- ・ 藤本哲也（2008）『民間のノウハウを利用した我が国の新しい PFI 刑務所』戸籍時報
- ・ 竹村典良（1999）『犯罪と刑罰のエピステモロジー』信山社

### 《データ出典》

- ・ 法務省 HP
- ・ 警察庁 HP
- ・ 首相官邸 HP
- ・ アメリカ司法省統計局 HP